

# 税 務 だより



## 税に関する手続きのお知らせ

**家屋を取り壊したら  
登記あり家屋**

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

**登記なし家屋**

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

**原動機付自転車および小型特殊自動車**

**廃車・譲渡したら**

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

**購入したら**

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc

c以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

## 家屋調査にご協力を

令和5年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和6年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

95-11133



高齢者と障がい者の総合相談窓口

## 大口町地域包括支援センター便り



### ヤングケアラーについて知ろう

「ヤングケアラー」とは、主たる担い手として日常的に家族の世話などをおこなっている子どもを言い、年齢に見合わない重い責任を負うことにもなります。

#### ヤングケアラーの実情

▼病气や障がいの親に代わって、学校に通いながら家事やきょうだいの世話をこなす。

▼病気の家族を看病、介護している。

▼日本語がうまく話せない方や言語障がいの方の通訳の役割をしている。

▼家計を支える目的で労働をしている。など…



#### ヤングケアラーが直面する課題

▼学校の遅刻、早退、欠席が増えるなど、学業、進学に影響がでる。

▼友人と交流する時間が十分に取れない。

▼相談できず、一人で抱え込んでしまつ。など…

このように、ヤングケアラーが抱える問題は、多岐にわたリ、自らがヤングケアラーと自覚がある子もいれば、今の生活を当たり前と感じ、自覚がない子もいます。ヤングケアラーの実情を知り、もし悩んでいる子がいたら、声をかけてあげましょう。

#### 児童相談所相談専用ダイヤル

（24時間）365日 フリーダイヤル  
0120-189-7833



地域包括支援センターでは、高齢者、障がい児・者の総合相談を受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

#### 問合せ先

大口町地域包括支援センター  
94-2227